

冬季観光商品磨き上げ等支援事業助成金 公募要領

令和5年度「しあわせな予感♥いわて冬旅キャンペーン」における冬季観光商品造成等支援事業助成金、または、令和6年度「秋は短し 旅せよ岩手～いわて秋旅キャンペーン～」秋季観光商品造成等支援事業助成金を活用した事業について、今後、地域に定着したコンテンツとなるよう、事業者等が連携して取り組む観光商品の磨き上げ、企画の実施等にかかる経費に対し、冬季観光商品磨き上げ等支援事業助成金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、予算の範囲内で助成金を交付する事業について、次のとおり公募します。

1 助成事業の内容について

(1) 助成対象事業

次に掲げる条件をすべて満たしているものを助成対象事業とする。

- ・ 「宿泊施設」、「観光施設（スポット、イベント等）」、「二次交通」のいずれか2つ以上の要素を組み合わせた商品であること（同じ要素のみの組み合わせは不可）
- ・ 地域の特性を生かした商品であること
- ・ 令和7年1月6日（月）から令和7年3月2日（日）までの間に催行される商品であること。

(対象の例)

- ・ 宿泊施設Aの宿泊者が、翌日、観光施設Bに行くためのシャトルバスをバス会社Cが運行する。
- ・ 新幹線を使って最寄り駅に降りた旅行者を対象とした、観光施設Dと観光施設Eを回るバスツアー（体験プラン有り）を実施する。

(2) 助成事業者

助成金の交付の対象は、協議会会員・賛助会員及び岩手県内に主たる営業所を置く、対象事業を実施する事業者等とする。なお、「事業者等」とは、次に掲げるものをいう。

- ・ 個人事業者
- ・ 株式会社、有限会社及び合同会社
- ・ 事業協同組合及び企業組合
- ・ 観光地域づくり法人（DMO）、NPO法人、商工会、商工会議所、観光協会、任意団体
- ・ 市町村

(3) 助成金の額

助成事業の実施にかかる経費（以下、「対象経費」という。）の1/2を助成し、上限額は500千円とする。

対象経費に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(4) 対象経費

助成対象経費は以下のとおりとする。

対象経費	内容	備考
交通費	バス、電車、船等利用運送の料金 等	
燃料代	バス、電車、船等の燃料代、灯油代 等	
食事代	昼食等にかかる料金	
入場料、体験料	観光施設の入館料、体験料、イベント参加料等	
謝金・旅費	専門家（アドバイザー等）謝金・旅費、事業従事者旅費	県の支給基準を上回る場合は減額する場合がある。
材料費	商品に要する材料購入費等	必要最小限に限る。
外注費	デザイン費、外注加工費等	企画デザインと印刷製本費は分離する。
印刷製本費	チラシ・リーフレット等の印刷費（版代を含む）、翻訳費等	チラシ・リーフレットは上限 1,000 枚とする。
通信費	インターネット回線使用料、電話使用料、郵便料金等	
広告宣伝費	のぼり作成、販促物作成、新聞広告代等	
モニター調査費	体験プログラム開発等にかかる調査費等	モニターツアーを実施する場合は、報告書提出時にモニターツアーを実施した際の改善点等今後どのように商品化につながるかの展望を記載すること。
マーケティング費	データ収集・分析費等	
その他特に必要と認められる経費		

※ 対象経費は交付決定日から助成対象期間内に支払及び納品が完了した経費とし、交付決定前に発注・契約等をしたものは対象外とする。

(5) 事業期間

交付決定日から令和 7 年 3 月 10 日（月）までとする。

事業期間の延長は行わないもの。

2 公募（申請）期間について

(1) 公募（申請）期間

令和 6 年 9 月 17 日（火）～ 令和 6 年 10 月 11 日（金）17 時 ※必着

※助成額が予算に達した場合は、公募期間内であっても公募を締め切るものとする。

(2) 申請方法

交付の対象となる事業者等が、必要書類を準備の上、事務局あて郵送または持参すること。

(3) 提出書類及び提出先

提出書類	提出先
1 交付申請書（様式第1号）	住所：〒020-8570 盛岡市内丸10-1 岩手県商工労働観光部 観光・プロモーション室内
2 実施概要書（様式第2号）	
3 2を補足する書類等	
4 事業費積算書（様式第3号）	宛先：いわて観光キャンペーン推進協議会 事務局（担当：坂井）
5 4を補足する積算にかかる根拠書類等	
6 その他協議会が必要と認める書類	

3 審査について

(1) 審査方法

- ① 審査は、申請時に提出された書類に基づき、申請があった都度、書面審査を行うものとする。
- ② 審査委員が、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、各申請内容に対する得点を協議会に報告するものとする。
- ③ 協議会は、総得点が6割以上の事業について予算の範囲内で採択とする。ただし、必要と認めない経費は除外のうえ交付決定する。

(2) 審査基準及び配点

	審査項目	審査観点	配点
事業内容	事業目的の妥当性	・受入態勢整備に向けた効果的な内容か。	10
		・コンセプトやメインターゲットは明確に定められているか。	15
	事業成果の波及効果	・本県の魅力PR、観光や地域振興等への波及効果が期待できるか。	10
	事業の継続性・独創性	・地域の特性を生かした内容となっているか。	10
		・これまでの事業を踏まえた改善が図られているか。	15
		・今後も継続して取り組むことができる内容となっているか。	15
事業遂行能力	事業の計画性、実施体制	・できるだけ明確かつ緻密に計画が作成され、十分に実現可能なものといえるか。	10
		・提案事業を確実に実施できる体制であるか。	5
	経費の妥当性	・積算内容（単価や数量等）は妥当なものであるか。	10
	合 計		100

(3) 審査結果の通知（交付決定の通知）

審査結果については、審査終了後、随時郵送により書面で通知する。

(4) 事業計画書の提出について

交付決定を受けた助成事業については、10月31日（木）までに、以下について記載した事業計画書（任意様式）を提出すること。

- ・ 実施日時、場所
- ・ 連携する事業者
- ・ 実施までのスケジュール
- ・ 実施内容の詳細
- ・ 事業の実施にかかる金額

4 その他（今後のスケジュール（予定））

申請書の提出	令和6年9月17日（火）	～	令和6年10月11日（金）17時
審査・交付決定通知	申請書提出後随時審査、審査後通知		
事業計画書の提出		～	令和6年10月31日（木）
事業期間	交付決定日	～	令和7年3月10日（月）
実績報告		～	令和7年3月14日（金）